第八十九条の次に次の一条を加える。

（自立支援協議会の設置）

第八十九条の二　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2　前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

第九十二条第一号中「、高額障害福祉サービス費」を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

第九十四条第一項第一号中「第九十二条第一号」の下に「及び第四号」を加え、「の支給」を「及び高額障害福祉サービス等給付費の支給」に改め、同条第二項中「同条第四号」を「同条第五号」に改める。

第九十五条第二項第二号中「第九十二条第四号」を「第九十二条第五号」に改める。

第百十一条中「以下この条において同じ。」を「）若しくは第五十一条の三第一項」に、「第四十八条第一項の」及び「同項の」を「これらの」に改める。

第九章を第十章とする。

第八章中第百六条の前に次の一条を加える。

（連合会に対する監督）

第百五条の二　連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の三に規定する障害者自立支援法関係業務を含む。）」とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

（連合会の業務）

第九十六条の二　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、第二十九条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第六項の規定により市町村から委託を受けて行う介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支払に関する業務を行う。

（議決権の特例）

第九十六条の三　連合会が前条の規定により行う業務（次条において「障害者自立支援法関係業務」という。）については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

（区分経理）

第九十六条の四　連合会は、障害者自立支援法関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第一条第三号中「平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附則第二条中「第三十五条まで」を「第三十一条まで、第三十二条、第三十四条、第三十五条」に改め、「第七十一条」の下に「、第七十六条の二」を加える。

附則第十八条第二項中「第十九条第三項中」の下に「第十八条第二項」とあるのは「第十八条」と、」を加える。

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により支給する介護給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　同一の月に受けた指定旧法施設支援について、指定旧法施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援に要した費用の額）を合計した額

二　当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十一条第三項を削る。

附則第二十二条第四項を次のように改める。

4　前項の規定により特定旧法受給者に対して支給される介護給付費又は訓練等給付費の額は、第二十九条第三項の規定にかかわらず、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　同一の月に受けた指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等について、第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定旧法施設支援又は指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二　当該特定旧法受給者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

附則第二十二条第五項を削り、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第四項及び第五項」に、「第三十三条第一項」を「第七十六条の二第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十九条中「附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（附則第四十一条において「新法」という。）」を「前項の規定により読み替えられた新法」に、「この条」を「この項」に、「同項に規定する特定施設入所身体障害者」を「新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

当分の間、附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び附則第四十一条において「新法」という。）第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十三項」とあるのは「若しくは同条第十三項」と、「）に入所して」とあるのは「）に入所し、又は同条第十一項に規定する共同生活介護若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居（以下この項において「共同生活住居」という。）に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「、共同生活住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

附則第五十六条第一項中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

附則第八十一条第一項中「第八十四条の三中」の下に「「第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）」とあるのは「第十八条第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する共同生活介護（以下この条において「共同生活介護」という。）若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法」と、」を加え、「障害者自立支援法第五条第十項に規定する」、（以下この条において「共同生活介護」という。）、「同法第五条第十六項に規定する」及び「（以下この条において「共同生活援助」という。）」を削り、「知的障害者福祉法」を「同法」に改める。

附則第八十五条第二項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。